

表4

山林の負担調整措置について

区分	負担水準の求め方	負担水準	課税標準額の算出式
一般山林及びその他の地目(宅地並み評価のものを除く)	前年度課税標準額	20%以上	前年度課税標準額+本年度評価額×5%(注1)
	本年度評価額	20%未満	本年度評価額×20%(注1)
介在山林(注2)及びその他の地目(宅地並み評価のもの)	前年度課税標準額 本年度評価額	商業地等の宅地と同様の負担調整措置が適用	

(注1)算出した課税標準額が本年度評価額を上回る場合は、本年度課税標準額=本年度評価額となる。

(注2)宅地・農地等のうちに介在する山林及び市街地近郊の山林で、当該山林の近傍の宅地・農地等との評価の均衡上、一般の山林の評価方法によって評価することが適当でないと認められるもの